

労働保険のお知らせ

令和2年度労働保険（労働保険・雇用保険）の年度更新期間は、8月31日（月）までです。  
 ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により、労働保険料等の納付を、1年間猶予することができます。  
 ◆労働保険の年度更新は管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送または電子申請でも受け付けており、直接窓口に向くことなく申告することが可能です。

【問い合わせ先】

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課  
 ☎03・5253・1111

コミュニティ助成事業

コミュニティ助成事業は宝くじの社会貢献広報事業です。

地域のコミュニティ活動の充実を図ることで、地域社会の健全な発展を目的と

相談

全国一斉『子どもの人権110番』強化週間

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、学校における『いじめ』や家庭内における児童虐待など、子どもの人権問題解消に向け、『子どもの人権110番』電話相談の強化週間を実施します。

期間中は相談時間を延長するとともに、土・日も電話相談をお受けします。また、児童・生徒の皆さんが安心して相談できるよう、フリーダイヤルになっていきますので、学校や家庭、友達関係の悩みごとなど、何でも御相談ください。相談は無料、秘密は厳守します。

【実施期間】8月28日（金）～9月3日（木）

【受付時間】8時30分～19時  
 ※土・日曜日は10時～17時

【開設場所】

高知地方法務局人権擁護課  
 ※土・日は高松法務局人権擁護部

していただきます。各地域での活用をご検討ください。

【令和2年度実績】

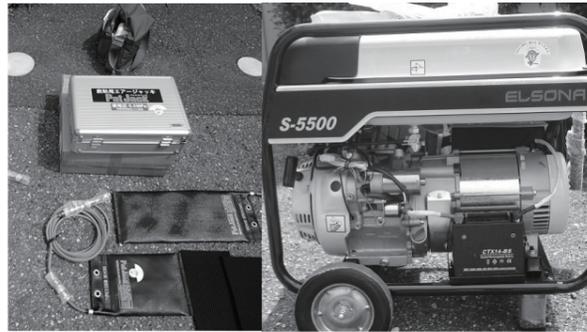
秦山町一丁目防災会は令和2年度地域防災組織育成助成事業の助成を受け資機材の整備を行いました。

- ①LPガス&ガソリンハイブリッド式発電機 1台
- ②エアージャッキ 2台

これらの備品は秦山町一丁目防災会の活動で使用されます。

【問い合わせ先】

防災対策課 ☎52・8008



【電話番号】

☎0120・007・110

※フリーダイヤル

※IP電話からは接続できません

【取扱内容】

いじめ、体罰、児童虐待等の子どもをめぐる人権問題

【問い合わせ先】

高知地方法務局人権擁護課  
 ☎088・822・3503

預けて安心！

自筆証書遺言書保管制度

7月10日から、自分で作成した大切な遺言書を法務局に保管の申請をすることができますようになりました。法務局は保管の申請がされた遺言書については、遺言書が自筆証書遺言の方式に適合しているか否かについて外形的な確認をした上で、原本とデータを保管・管理します。

なお、保管の申請手続き等については、事前に予約が必要です。

【問い合わせ・申込先】

高知地方法務局香美支局  
 ☎52・3049  
[www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.htm](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.htm)

その他

レジ袋の削減にご協力ください

7月から全国でレジ袋の有料化が始まりました。香美市ではごみの減量や循環型社会の構築、地球温暖化防止のため、一人ひとりが身近に実践できる活動の一つとして、レジ袋の削減の取り組みを推進しています。

レジ袋有料化をきっかけに、エコバックを持ち歩くなど環境に配慮したライフスタイルへの取り組みを進めましょう。

【問い合わせ先】

環境上下水道課 環境班  
 ☎53・1063

荒天時のごみ出しにご注意ください

台風の接近等で荒天の場合、ごみ収集が通常通りできない場合があります。また、突風や水路の増水で、ごみ出し時に身の危険を感じるような場合は、次

ひとり親世帯臨時特別給付金

【問い合わせ先】

福祉事務所 ☎53-3117

新型コロナウイルス感染症の影響による、ひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援として、臨時給付金を支給します。 ※申請書類のダウンロードや詳細は市公式HPをご覧ください。

【支給対象者】

1. 基本給付  
次のア～ウのいずれかに該当する方（※1）  
ア. 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方  
イ. 公的年金等（※2）を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方（※3）  
ウ. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方  
※1 児童扶養手当法に定める『養育者』の方も対象となります  
※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族保障など  
※3 すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全部または一部停止されたと推測される方も対象となります
2. 追加給付  
基本給付の給付対象者（ア・イ）に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した方

【給付額】

1. 基本給付  
1世帯 5万円  
第2子以降ひとりにつき 3万円
2. 追加給付  
1世帯 5万円

【受給手続】

支給対象者1・アに該当する方  
 ◆基本給付は、申請不要です  
 \*次に該当する方は、令和2年8月14日（金）までに福祉事務所へご連絡ください  
 ・給付金を希望しない場合  
 ・児童扶養手当の支給に当たって、指定していた口座を解約するなど、振込指定口座を変更する場合  
 ◆追加給付は、申請が必要です  
 8月の現況届提出時に、収入が減少している旨の申請をしてください。

支給対象者1. イ・ウに該当する方  
 ◆基本給付、追加給付（1・イに該当する方）ともに申請が必要です。

【申請期限】令和3年2月28日（日）

照明器具のPCB使用安定器具の処分について

昭和52年3月以前に建築・改築された事業用建物、アパート・マンション等共同住宅の照明器具の安定器

【問い合わせ先】

県環境対策課  
 ☎088・821・4523

回収集日に出すようお願いいたします。  
 収集ができない場合や、ごみが飛散する可能性がありますので、収集日前日のごみ出しは絶対にしないでください。

【問い合わせ先】

環境上下水道課 環境班  
 ☎53・1063

なお、電球や丸形蛍光灯、一般家庭用の照明器具にはPCBは使われていません。処分期限が令和3年3月31日までとなっておりますので、期限内に適切な処分をしていただくようお願いいたします。

詳しくは高知県環境対策課までお問い合わせください。

スポーツイベントの中止について

新型コロナウイルス感染防止拡大のため、次のイベントは中止いたします。皆様のご理解とご協力をお願いします。

- 第15回香美市少年野球大会
- 第6回香美市ラージポール卓球交流大会
- 第15回香美市体育大会
- 令和2年度体カテスト

【問い合わせ先】

生涯学習振興課 ☎53-1082